

岡崎市食文化の継承及び振興に関する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市条例第20号

岡崎市食文化の継承及び振興に関する条例

本市には、八丁味噌や酒造りに代表される発酵食文化をはじめ、豊かな自然の恵みに支えられた多様な食文化が根付いている。市民の暮らしに溶け込み、地域の伝統や風習と深い結びつきを持って育まれた岡崎の食文化は、魅力ある郷土の形成と発展に大きく寄与してきた地域の資産である。

しかしながら、現代社会において食生活の多様化が進む中で、家庭や地域において郷土料理を食べる機会や、継承する機会が減少し、特色ある食文化の衰退が懸念される状況にある。

こうした環境の変化の中で、先人から受け継いだ岡崎の食文化を次世代に引き継ぐためには、地域社会全体で、岡崎の食文化を理解し、守り、伝えていくことが不可欠である。

ここに、地域における多様な主体の役割を明らかにし、岡崎の食文化の継承及び振興を図るため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、岡崎の食文化の継承及び振興を図るため、市、市民、教育に携わる者及び事業者の役割を定め、もって岡崎の食文化の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「岡崎の食文化」とは、岡崎の食（農林水産物、酒類、菓子及び調味料で本市において生産、製造又は加工をされたもの並びにこれらを利用した料理をいう。）及びこれに係る製法、調理法、作法その他の食の様式に関する本市固有の文化をいう。

(市の役割)

第3条 市は、岡崎の食文化の情報の収集及び発信その他の岡崎の食文化の継承及び振興を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、岡崎の食文化に関する理解を深めるとともに、家庭及び地域における活動において岡崎の食文化を取り入れる等、その普及に努めるものとする。

(教育に携わる者の役割)

第5条 家庭教育、学校教育、社会教育その他の教育に携わる者は、岡崎の食文化が地域の資産であることを認識するとともに、子ども・若者の岡崎の食文化に関する理解を深めるための教育に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 岡崎の食文化に関わる事業者は、その事業に関する知識、技術又は技能の継承及び向上発展並びに人材の育成に努めるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。